

2024年度馬路村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本村は高知県東部に位置し、馬路地区と魚梁瀬地区に分かれている。面積の96%が山林であり、農地面積は75.4ha（田7.9ha、畠10.9ha、果樹56.6ha）である。日本屈指の多雨地域であり、寒暖の差が激しく、日照時間が短いこともあり、多様な作物の栽培が難しい土地もある。

その中で本村では、地域振興作物としてユズの栽培を推進しており、馬路村農業協同組合で製品加工し、主に通販による出荷販売という形で6次産業化に成功、現在では年間売上約30億円に上り、まさに村の要となる産業に発展した。加えて、近年ではユズの種子から取れる油にアトピー性皮膚炎を治療する効果があることが発見され（高知大学と共同研究中）、それに伴いユズ種子油を使用した化粧品の売り上げも伸びており、飲食物以外の市場の開拓も成功的兆しを見せている。

しかしながら、人口は自然減少等により800人を切り、また、農業者の高齢化により、農地の維持にも徐々に問題が出てきている。そのため、現在の農業者の継続及び新規就農者の確保が本村の大きな課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本村の気候条件は、上記で述べたとおりであり、地域振興作物であるユズに加え、ユズ胡椒の原料となる唐辛子を転換作物として推進している。作付けされた作物は、地元の農業協同組合へ全量出荷しており、加工品として様々なユズ製品を生産している。また、ユズ製品のブランド化に向け、農業協同組合だけでなく、村一体となって6次産業化に取り組んでいる。一方水稻栽培は、自家消費がメインであるため、ユズや唐辛子へ転作を推進することで、農家の収益向上につながっている。

近年は、中東や東南アジアへの輸出を推進しており、国内需要の伸び悩みに対する脱却を図っている。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻栽培は自家消費がメインであり、水田の耕作面積も小規模であることから、転作面積が大幅に増加していく傾向はないが、ユズに転作した農地を水田に戻すケースは近年見受けられないため、樹園地化した農地の畠地化を推進していく。具体的には、ユズ新植後3年を経過し、樹園地として定着した農地に対して現地調査や農家への意向調査を行い、畠地化支援を活用していく。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

栽培されているのは自家消費米がほとんどであるが、水田の維持による多面的機能への寄与は言うまでもなく、さらに、一部地域では田のオーナー制度を導入しており、これを通じ、稻作の楽しさ・難しさを毎年村内外へ発信することにより、農村学習の場としても大きな役割を果たしている。

集落営農による機械の共用等により、低コスト化を図っていく。

また、ふるさと納税による米の受注も増加していることから、一定の生産を維持す

るため、村単独で水稻栽培への支援を実施している。

(2) 高収益作物（園芸作物等）

① 野菜（唐辛子）

農協で製造販売しているゆず胡椒の原料として栽培が始まった。

令和2年度においては年間約2,500万円の売上となった。しかし、原料となる唐辛子は、村内生産だけでは賄うことができていない現状があり、今後も耕作面積を増やしていく方針である。唐辛子は、輪作の必要な作物のため、農家にとっては、限られた農地でやりくりすることとなり、負担が大きく、また、個人で大幅に栽培面積を拡大することも難しいため、農家の実質所得を増やすような取組を推進し、多くの農家が栽培できる状態を目指す。

② 果樹（ユズ）

馬路村農協での加工販売を行っており、製品は主にネット通信販売によって全国へと出荷されている。前述の通り製品の幅も拡大させており、また、海外への輸出も増加傾向にあることから、需要は増加することが予想される。その一方で、ユズ農家の高齢化により、農地の維持が危ぶまれている現状があり、農家の実質所得の増加に向けた取組を推進し、離農の防止、Uターン者の新規就農に繋げたい。

本村のユズ栽培は、20年以上に渡り有機に準ずる基準の栽培を続けている。また、近年ではカミキリムシ防除テープ（カミキリムシを殺す微生物を含んだテープをユズの幹に巻く）の利用を推進しており、環境保全型農業により一層深く取り組んでいく方針である。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	6. 60		6. 50		6. 00
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稻					
加工用米					
麦					
大豆					
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	0. 74		0. 67		1. 04
・野菜	0. 01		0. 02		0. 04
・花き・花木					
・果樹	0. 73		0. 65		1. 00
・その他の高収益作物					
その他					
・○○					
畠地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	唐辛子	地域振興作物（唐辛子）に対する助成	作付面積	R5年度：1a	R8年度：6a
2	ユズ	地域振興作物（ユズ）に対する助成	作付面積 (延べ面積)	R5年度：77a (314a)	R8年度：100a (370a)

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:馬路村地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物(唐辛子)に対する助成	1	35,000	唐辛子	作付面積に応じて支援
2	地域振興作物(ユズ)に対する助成	1	20,000	ユズ	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。